



助成金の最新情報と活用のポイントをお届けします

# 助成金通信

発行:はぎの社会保険労務士法人

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

 1  
2025

## 育休復帰支援プランにより円滑な職場復帰を支援する

## 両立支援等助成金 育児休業等支援コース

「育休復帰支援プラン」を策定の上、育児休業の円滑な取得と職場復帰の取り組みを行った中小企業に対して助成されます。育休取得時と職場復帰時に分けて支給されます。

### ☆☆支給額☆☆

	支給額	支給人数/回数
[1]育休取得時	30万円	1事業主2回まで (無期雇用労働者・有期雇用労働者各1回)
[2]職場復帰時	30万円	1事業主2回まで (無期雇用労働者・有期雇用労働者各1回)
[3]育児休業等に関する情報公表加算	2万円※1	※1 [1][2]のいずれかに加算して支給。 1事業主1回

### [1] 育休取得時

育休復帰支援プランを作成し、プランに基づき育児休業を取得させた場合に 30 万円が支給されます。

1事業主当たり有期雇用労働者1名、無期雇用労働者1名、合計2名までが対象になります。

### [2] 職場復帰時

育休取得時の対象労働者の同一育児休業について職場復帰させた場合、30 万円が支給されます。

1事業主当たり有期雇用労働者1名、無期雇用労働者1名、合計2名までが対象になります。

### [3] その他に育児休業等に関する情報公表加算として

1回限り2万円が支給されます。自社の育児休業の取得状況（男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業平均取得日数）を、厚生労働省が運営する仕事と家庭の両立支援についての取り組みを紹介する「両立支援のひろば」の「一般事業主行動計画公表サイト」で公表した場合に支給額を加算します。

※出生時両立支援コース（第1種）、育児休業等支援コース、育休中等業務代替支援コース、柔軟な働き方選択制度等支援コースについて、コースごと1回のみ加算



## ★☆☆育休復帰支援プランとは☆☆★

「育休復帰支援プラン」とは、中小企業が、自社の従業員の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために策定するプランです。プランを策定・実施することで、従業員は安心して育休を取得し復職でき、他方、制度利用者の所属する職場では、快く休業に送り出すことができます。また、プランを実行し、職場のマネジメントが改善されることは、職場全体の業務の効率化につながる可能性があります。

出典：厚生労働省ホームページ

## ★☆☆受給のポイント☆☆★

- ① 育休取得時と職場復帰時の助成金は実質各企業1名のみ（無期と有期で各1名）。  
取得時の助成金対象者でないと職場復帰時の助成金は受給できません。  
復帰しそうな人で申請するのがポイントとなります。
- ② 育休復帰支援プランは時系列がポイントです。  
日付に注意して作成することが重要になります。
- ③ 復職後、同じ店長であっても同じ店舗に復帰させなければいけません、  
例外は本人が望んだときだけとなります（両立支援助成金の全コースが原則同じです）。
- ④ 職場復帰後、在宅勤務をしている場合、業務日報等により勤務実態（勤務日、始業終業時刻、業務内容）が確認できる場合に限り支給対象になります。
- ⑤ 職場復帰時は、原則、休業前に就いていた職務（原職等）への復帰が前提となります。時短勤務等を選択した場合は、育児介護休業法の規定に基づく措置として就業規則、育児介護休業規定等によるものがあることが必要になります。
- ⑥ 支給申請日までに、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動の策定と労働局への届出、周知が必要です。一般事業主行動計画の周知には厚生労働省「両立支援のひろば」が活用できます。  
>>>厚生労働省「両立支援のひろば」 <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>
- ⑦ 令和5年度から生産性要件が廃止されました。新しく情報公表加算が新設されました。
- ⑧ 令和6年1月から「育休中等業務代替支援コース」が創設され、代替要員手配や手当の支給が別コースに移りました。
- ⑨ 令和6年4月から「柔軟な働き方選択制度等支援コース」が創設され、  
職場復帰後支援等が別コースに移りました。



## ★☆☆おすすめポイント☆☆★

女性の育児休業取得率は8割を超えるため、育児休業取得者がいれば、どの事業主でも申請できるのがメリットです（ただし、中小企業のみ）。複雑な仕組みとなりますが、「育休中等業務代替支援コース」や「柔軟な働き方選択制度等支援コース」との併給を考えて、育児休業規定の整備を行うことが重要になります。

## あとかき

育児休業を予定される従業員がいらっしゃいましたら、弊社までご相談ください！

